

香川県地震・津波被害想定検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 香川県が実施する地震・津波被害想定調査に関して、最新の科学的知見と県の地域特性を反映させるとともに、専門的な見地から検討を行うために、香川県地震・津波被害想定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、知事が別途委嘱する委員をもって構成する。

- 2 委員の数は、7人以内とする。
- 3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 4 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。
- 5 委員長は、委員の互選により選出する。
- 6 副委員長は、委員長の指名により選任する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在または事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、原則として公開により行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、委員会が会議の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。
 - 一 香川県情報公開条例（平成12年条例第54号）第7条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
 - 二 公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(顧問)

第4条 委員会には顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、委員会の求めに応じて、被害想定の見地について進言し又は助言する。
- 3 顧問は、知事が委嘱する。
- 4 顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、危機管理総局危機管理課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月26日から施行する。